



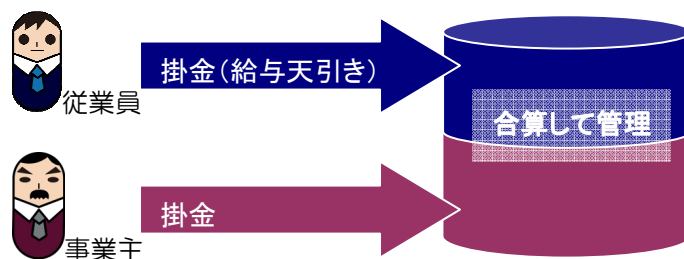
確定拠出年金

マッチング拠出 について

今年1月に、確定拠出年金制度の改革がありました。『マッチング拠出制度』です。弊法人のクライアント様でも、導入される企業が増加傾向にあり、また後述のセミナーでも話題に上りましたので、今回は、この『マッチング拠出制度』について焦点をあててみようと思います。

■ 『マッチング拠出』とは？

企業型確定拠出年金は、事業主が拠出した掛金を原資に、従業員自身が金融商品を選択し運用する企業年金ですが、これまで掛金を拠出できるのは事業主だけでした。しかし、今年の1月から事業主の掛金に上乗せして、従業員も拠出できるようになりました。この従業員も掛金を拠出できる制度を『マッチング拠出』といいます。



■ メリット 一節税効果一

税制面での手厚い優遇があります。

まず、従業員の拠出した掛金は、全額が所得控除の対象となります。(小規模企業共済等掛金控除が適用されます)

次に、利息、収益分配金などの運用益が非課税です。

さらに、受取時も税制優遇されます。老齢一時金での受取なら、退職所得控除が適用、老齢年金での受取であれば、公的年金等控除が適用されます。

■ ルール

① 掛金の上限

- ・ 従業員の掛金の上限は、事業主掛金の額の範囲内
- ・ 従業員の掛金と事業主の掛金の合計額は、拠出限度額(※)の範囲内

※拠出限度額

他の企業年金がない場合：月額 51,000 円

他の企業年金がある場合：月額 25,500 円

例)

I.他の年金制度がない場合

II.事業主の掛金が 15,000 円の場合

⇒従業員は、15,000 円まで拠出可能

(限度拠出額は 51,000 円ですが、事業主掛金が 15,000 円であるため、従業員は 15,000 円まで拠出可能となります)

② 掛金額の変更・停止・再開

掛金額の変更は、年に1回限り行うことができます。

また、やむを得ない事情が生じた場合は、停止することもでき、その後の再開も可能です。

③ 脱退・資産の引き出し

原則、60歳までは脱退、年金資産の引き出しはできません。

このように、節税効果が非常に高く、ライフプランにあわせ、掛金の拠出も中断・再開可能である点から、従業員にとってはかなり有利な制度です。

マッチング拠出の導入するためには、規約の変更、行政への届出等必要となります。これから導入を検討されます場合、是非ご相談ください。

セミナーレポート

平成24年11月20日に『株式会社ベネフィット・ワン/SATO社会保険労務士法人共催セミナー』が開催されました。

このセミナーは、私たち SATO 社会保険労務士法人と福利厚生のアウトソーサーであるベネフィット・ワンの業務提携を記念して開催されたもので、それぞれの視点から社会保障制度をテーマに講演いたしました。

第1部は、SATO 社会保険労務士法人の顧問である元厚生労働省事務次官の戸村氏が、「社会保障制度の現状と改善の方向」をテーマに講演いたしました。

元厚生労働省事務次官としての視点から、「現在の社会保障制度は、少子高齢化、雇用形態の多様化に伴い、現在の社会に適合しなくなりつつあり、改革が課題である。」と分析し、税と社会保障制度の改革とは何なのか、考察を行い、課題を述べました。



第2部は、株式会社ベネフィット・ワン ヒューマン・キャピタル研究所所長/千葉商科大学会計大学院教授の可児氏が、「福利厚生のトレンドと福利厚生原資確保の新しい事例」について講演いたしました。

様々な事例を元に、福利厚生のトレンドを説明し、食事補助、住宅補助、カフェテリアプラン、選択性確定拠出年金等の説明を行いました。

平日の14時からのセミナーでしたが、66社82名のご参加を頂き、盛況なセミナーを開催することが出来ました。

また、別のテーマ等でセミナーは継続していきますので、是非ご参加いただければ幸いです。



2012年11月1日、SATO 社会保険労務士法人・上海オフィスを開業いたしました。

中小企業のアジア進出を支援させていただきます。

現地の情報は、ブログを通し発信していく予定ですので、そちらも是非ご確認くださいませ。

【住所】

上海市浦東陸家嘴銀城中路 488488488
号太平金融ビル 18 階

【電話番号】

(+86) -21-6156-2320

【ブログ】

<http://ameblo.jp/sato-shanghai/>

【発行元】SATO 社会保険労務士法人

東京オフィス 営業グループ

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階

TEL : (03) 6831-3310